

漁業権一斉切替えに係る漁場計画（素案）について

令和5年1月17日
鳥取県漁業調整課

1 免許方針（案）
別紙のとおり

2 漁場計画（素案）の概要

(1) 漁業権に関する事項

■第一種共同漁業（存続期間：令和5年9月1日から令和15年8月31日までの10年間）

番号	漁場の位置	漁業の名称（魚種）																		
		わかめ	てんぐさ	い（あまのり） わのり	もずく	くろも	あかもく	え（いぎす） ごのり	ひじき	あわび	さざえ	いがい	かき	ばい	こたまがい	にいな	たこ	うに	なまこ	
		漁業時期																		
		2/1- 6/30	6/6- 8/31	11/1- 5/31	2/1- 8/31	2/1- 6/30	3/1- 5/31	7/21- 8/31	4/1- 6/30	1/1-12/31										
海共第	1号	岩美町～鳥取市福部町	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○		○	○	○	
	2号	鳥取市（福部町、青谷町を除く。）	○	○		○	○	○			○	○	○	○	○	▲		○	○	○
	3号	鳥取市青谷町、湯梨浜町、北栄町	○	○	○		◎	○			○	○	○	○	○		○	○	○	
	5号	琴浦町、大山町、米子市淀江町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	○		○	○	○	○
	6号	米子市（淀江町を除く。）、日吉津村	○	×	○						○	○	○	○	○	▲		○	○	○
	8号	境港市									◎	◎	◎	◎	○			○		○

※線を引いた太文字箇所が現行からの変更点（×は除外、◎は新規設定、▲は要望はあったが設定しないもの）

漁場の区域

距岸1,500mもしくは距岸2,000mまでの区域（ただし、泊漁港内、淀江漁港内、鳥取港内、赤碓港内、鳥取空港付近を除く）

条件

公共事業の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

【主な検討内容】

番号	漁業の名称	検討の概要
海共第6号	てんぐさ	・利用がなく、今後利用する見込みもないため、除外する。
海共第3号	くろも	・漁協からの要望があり、漁獲実績も確認されたため、設定する。
海共第5号	いがい	・漁協からの要望があり、漁獲実績も確認されたため、設定する。
海共第8号	あわび、さざえ、いがい、かき	・漁業権区域内に境港の沖防波堤が延伸され、今後、磯根資源の漁場となる可能性があり、漁協からも要望があるため、設定する。
海共第1号～海共第5号	くろも	・一部地域で、近年6月にも漁獲がなされていることから、漁業時期（2/1～5/31）を1月延長し、6/30までとする。
海共第3号	はまぐり	・漁業権に設定している「はまぐり」は標準和名「こたまがい」の本県沿岸域の地方名称であり、一般的な「はまぐり」（鳥取県沖合での漁獲実態なし）とは別種である。名称が曖昧で過去にトラブルが生じたことから、取締り対象を明確にするため、標準和名の「こたまがい」へ変更する。
海共第6号、海共第2号	はまぐり	・2地区より新規設定要望があったが、漁獲実態がないため設定しない。
海共第1号、海共第2号	かめのとて	・2地区より新規設定要望があったが、水揚げ金額が少額なため、設定しない。 (前回委員会) 漁業生産上の重要性等を精査し、対応検討。

※ 既存の漁業について、上記以外の内容は、適切かつ有効な利用を確認したため、変更なし。

■第一種区画漁業（存続期間：令和5年9月1日から令和10年8月31日までの5年間）

新			旧			漁場の区域	現漁業権者	備考
番号	漁業の名称	漁業の時期	番号	漁業の名称	漁業の時期			
1、2号	藻類垂下式養殖業	10/21-4/30	1、2号	わかめ養殖業	10/21-4/30	東漁港内	鳥取県漁協	
3号	藻類垂下式養殖業	10/21-4/30	3号	わかめ養殖業	10/21-4/30	田後漁港	田後漁協	
4号	藻類垂下式養殖業	10/21-4/30	4号	わかめ養殖業	11/1-3/31	岩戸漁港内	鳥取県漁協	
5、6号	藻類垂下式養殖業	10/21-4/30	5、6号	わかめ養殖業	11/1-3/31	船磯漁港	鳥取県漁協	
7号	貝類垂下式養殖業	周年	7号	いわがき養殖業	周年	船磯漁港	鳥取県漁協	
			8号	わかめ養殖業	周年	長和瀬漁港	鳥取県漁協	除外
8号	魚類小割り式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く。）	周年	/			長和瀬漁港		新規
9号	藻類垂下式養殖業	10/21-4/30	9号	わかめ養殖業	11/1-4/30	泊漁港	鳥取県漁協	
10、11号	藻類垂下式養殖業	10/21-4/30	10、12号	わかめ養殖業	10/21-4/30	平田漁港	鳥取県漁協	
			11号	のり養殖業	10/21-4/30	平田漁港	鳥取県漁協	除外
12号	藻類垂下式養殖業	10/21-4/30	13号	わかめ養殖業	10/21-4/30	大山町平田地先	鳥取県漁協	
13号	魚類小割り式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く。）	周年	14号	魚類（ぶり、ふぐ、さば、ぎんざけ、あじ）小割り式養殖業	周年	境港市地先	鳥取県漁協	
14号	貝類垂下式養殖業	周年	15号	いわがき養殖業	周年	境港市地先	鳥取県漁協	

※ 線を引いた太文字箇所が現行からの変更点

※ 海区第8号以外はすべて類似漁業権として設定

※ 団体漁業権と個別漁業権の別は調整中（これまですべて漁協に免許しているが、漁協自営の場合は個別漁業権となる。）

条件

- (1) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識とする。
- (2) 公共事業の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

【主な検討内容】

地区	漁業の名称	検討の概要
長和瀬漁港 (青谷)	わかめ養殖業	・利用がなく、今後も利用する見込みもないため、除外する。
	「魚類小割り式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）」	・県栽培漁業センターと連携しアジの養殖試験を実施しており、実用化の見込みがあるため、設定する。
平田漁港 (淀江)	のり養殖業	・利用がなく、今後も利用する見込みもないため、除外する。
全ての地区	全ての漁業	・現場の取組みを阻害せず、漁業権者の意欲や柔軟な発想、環境の変化への柔軟な対応により養殖漁業の一層の推進を図るため、「わかめ養殖業」を「藻類垂下式養殖業」、「いわがき養殖業」を「貝類垂下式養殖業」、「魚類（魚種列記）小割り式養殖業」を「魚類小割り式養殖業」とするなど、魚種を指定しないこととする。
全ての地区	藻類垂下式養殖業	・漁業時期を統一する。

※ 既存の漁業について、上記以外の内容は、適切かつ有効な利用を確認したため、変更なし。

■定置漁業（存続期間：令和5年9月1日から令和10年8月31日までの5年間）

番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の区域	現漁業権者	備考
海定第1号	雑魚定置漁業	1/1-12/31	大山町御来屋地先	鳥取県漁協（御来屋支所）	変更なし

条件

- (1) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識とする。
- (2) 公共事業の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

【主な検討内容】

- ・既存の漁業については、適切かつ有効な利用を確認したため、設定する。
- ・その他の地区から新規の要望はなかった。

（定置漁業権の対象は、身網の最深部が水深2.7m以深に設置される漁具を定置して営む漁業であり、身網が水深2.7mより浅い水深に設置される定置漁業は本県漁業調整規則により「小型定置網漁業」として知事許可漁業に規定しており、現在、外海では、浦富（2か統）、夏泊、泊、淀江の4地区（5か統）に許可。）

(2) 保全沿岸漁場に関する事項 設定しない。

（現在、県内では保全活動は漁協等の自主的な活動により行われており、漁協からの要望もないため）

3 漁場計画（素案）の検討の経過と今後のスケジュール

<経過>

- ①関係漁業協同組合（支所）への聞取調査（～R4. 11）
- ②鳥取海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）への方針協議（R4. 11. 24 海区：意見なし）
- ③市町村への方針説明（R4. 12. 19）：意見なし
- ④委員会への協議（R5. 1. 17）

<今後のスケジュール（想定）>

- ⑤漁場計画素案の作成
- ⑥パブリックコメントの実施（R5. 2. 1～21 予定、対象：利害関係人）・結果の公表（R5. 2～3）
- ⑦漁場計画の案の作成、委員会への諮問（R5. 3）、委員会において公聴会開催の上、答申（R5. 4）
- ⑧漁場計画、漁業の免許予定日等の公示（R5. 5. 31 までに）
- ⑨免許の申請受付、審査（委員会への諮問、答申）（R5. 6～8）
- ⑩免許（R5. 9. 1）

（参考）

（1）沿岸漁場管理制度について

改正漁業法により水産動植物の生育環境の保全等のための活動を支援するために創設された。

- 都道府県知事は、水産動植物の生育環境の保全等のため保全活動を実施すべき保全沿岸漁場を海区漁場計画に設定し、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会又は一般社団法人若しくは一般財団法人を、沿岸漁場管理団体として指定することができる。
- 沿岸漁場管理団体は、沿岸漁場管理規程を定め、都道府県知事の認可を受ける。当該規程には、保全活動に要する費用の見込みに関する事項を規定することとされているが、この際、当該費用の一部について保全活動の受益者に対して協力を求めようとするときの金額を記載することができる。金額を記載した場合、その額及び算定の根拠並びに用途を示すこととなり、手続きの透明性と信頼性が確保される。
- これにより、従来から漁協が組合員のための事業として実施していた保全活動について、透明性を向上させて持続的な実施につなげるもの。さらに、保全活動による受益者の協力が得られない場合は都道府県知事にあっせんを求め、都道府県知事はあっせんや必要な措置を講ずることとなる。
（漁場の保全活動を本制度によらず漁協等の自主的な活動として行う場合には、従前どおり実施することが可能。）

【保全活動とは】

水産動植物の生育環境の保全及び改善その他沿岸漁場の保全のための活動であって、次に掲げるいずれかの活動のうち、漁業生産力の発展に資するもの。

- ・ 赤潮の発生状況の監視、水底の底質の調査その他の漁場の状況に関する調査
- ・ 漂流物の除去、有害動植物の駆除その他の漁業の対象となる水産動植物の生育に資する活動
- ・ 種苗の放流その他の漁業の対象となる水産動植物の増殖
- ・ 漁業関係法令に違反する行為を抑止するために必要な活動

（2）パブリックコメントについて

漁業法第64条第1項の規定に基づき、漁場計画案を作成するに当たり、当該内水面において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他利害関係人から意見聴取するもの。

意見する者は、当該事案に対し利害関係のあることを疎明（説明）する必要がある。

○漁業法 抜粋

（海区漁場計画の作成の手続）

第64条 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により聴いた意見について検討を加え、その結果を公表しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の検討の結果を踏まえて海区漁場計画の案を作成しなければならない。

4～8 略

○漁業法施行規則 抜粋

（都道府県知事による意見の聴取）

第22条 都道府県知事は、法第64条第1項（法第67条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により意見を聴こうとするときは、あらかじめ、意見の提出方法、提出期限、提出先その他意見の提出に関し必要な事項を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

2 法第64条第1項の利害関係人として意見を述べようとする者は、当該事案について利害関係のあることを疎明しなければならない。

※ 素案からの変更箇所を取消線、下線で示す。

令和5年1月
鳥取県漁業調整課

鳥取県海面漁業権免許方針（案）

令和5年9月に予定されている海面漁業権の一斉切替えに伴う海区漁場計画の作成は、「海区漁場計画の作成等について（令和4年4月14日付4水管第57号水産庁長官通知）」、「改正漁業法に基づく海面利用制度の運用について（令和2年6月30日付2水管第499号水産庁長官通知。以下「海面利用ガイドライン」という。）」に定めるもののほか、この方針の定めるところにより行う。

1 基本的な考え方

本県海面における漁業生産力を発展させるため、水面の総合的な利用を推進し、水産資源の持続的な利用を確保し、海面全体が最大限に活用される海区漁場計画を作成する。

それぞれの漁業権が、海面全体の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないよう設定し、現に存する漁業権については、漁場を適切かつ有効に活用している漁業者の利用を確保することを優先し、現に漁業権が存しない水面について新たに漁業を免許する場合は、操業に支障なく、紛争の防止が図られることを十分に確保する。

なお、活用漁業権については、海面利用ガイドライン等に従い、類似漁業権を設定する。

【現在の鳥取県海面における漁業権の免許内容】



番号	免許番号	漁業権の種類	漁業の種類										漁業時期	漁業権者(漁協(支所)) / 漁場の位置(区域・定量)	存続期間			
			わかめ	てんぐさ	あまのり	もずく	あかもく	えごのり	あわび	いしがい	かき	はまぐり				たこ	なまこ	
①-⑥	1号	第1種共同	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	鳥取(東) / 鳥取市福部町東瀬内 鳥取(東) / 鳥取市福部町西瀬内 鳥取(東) / 鳥取市東瀬内 鳥取(東) / 鳥取市西瀬内 鳥取(東) / 鳥取市東瀬内 鳥取(東) / 鳥取市西瀬内	平成26年9月1日 から 平成35年(2023年) 8月31日
	2号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	3号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	4号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	5号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	6号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
⑦-⑮	7号	第2種共同	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	鳥取(東) / 鳥取市福部町東瀬内 鳥取(東) / 鳥取市福部町西瀬内 鳥取(東) / 鳥取市東瀬内 鳥取(東) / 鳥取市西瀬内 鳥取(東) / 鳥取市東瀬内 鳥取(東) / 鳥取市西瀬内 鳥取(東) / 鳥取市東瀬内 鳥取(東) / 鳥取市西瀬内 鳥取(東) / 鳥取市東瀬内 鳥取(東) / 鳥取市西瀬内 鳥取(東) / 鳥取市東瀬内 鳥取(東) / 鳥取市西瀬内 鳥取(東) / 鳥取市東瀬内 鳥取(東) / 鳥取市西瀬内	平成30年9月1日 から 平成35年(2023年) 8月31日
	8号		わかめ養殖業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	9号		わかめ養殖業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	10号		わかめ養殖業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	11号		わかめ養殖業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	12号		わかめ養殖業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	13号		わかめ養殖業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	14号		わかめ養殖業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	15号		わかめ養殖業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	16号		わかめ養殖業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	17号		わかめ養殖業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	18号		わかめ養殖業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	19号		わかめ養殖業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	20号		わかめ養殖業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	⑰		1号	定置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

【海藻の漁業時期】

- わかめ: 2/1 ~ 6/30
- てんぐさ: 6/6 ~ 8/31
- あまのり: 11/1 ~ 5/31
- もずく: 2/1 ~ 8/31
- くろも: 2/1 ~ 5/31
- あかもく: 3/1 ~ 5/31
- えごのり: 7/21 ~ 8/31
- ひじき: 4/1 ~ 6/30

【殻長等の制限】

- あわび: 殻長9cm以下
- さざえ: 殻蓋(へた)の長径2cm以下
- はまぐり: 殻長3cm以下 (規則第40条)

【禁止期間】

- なまこ: 5/1 ~ 8/31 (中海海域及び境水道に限る) (規則第38条)

2 漁業種類別の免許方針

(1) 第一種共同漁業権

第一種共同漁業権は、藻類、貝類又は農林水産大臣の指定する定着性の水産動物を目的とする漁業であり、組合による漁場管理がなされ、その漁業権の関係地区の漁業者が共同して漁場を利用するもので、漁業協同組合に免許される。第一種共同漁業はその前提として、漁業関係者による漁場及び資源の自治的かつ自主的な管理を特に必要とするものであり、これらに対する漁業関係者の意欲を重視し、対象水産動植物を選定する。

免許を受けた漁業協同組合が適切に漁場及び資源を管理することによって、漁場秩序の維持、水面の有効活用及び漁業生産力の維持増大を図るものについて免許する。

1) 漁場の位置及び区域

ア 海区割り、沖だし距離は、現行免許どおりとする。

(沖だし距離について当県では、以前から漁業権対象魚種が生息している概ね水深20メートル以浅域を、漁業権漁業の漁場の区域としており、東部海域(岩美町～北栄町)では距岸1,500メートル、西部海域(琴浦町～境港市)では距岸2,000メートルまでの区域を漁場の区域としている。)

イ 漁港・港湾内の漁業権は、漁業利用状況及び管理者との調整により設定する。

(漁業協同組合から要望があり、港湾、漁港管理者等との協議の上、公益上支障のないものについて設定する。)

ウ 漁場区域について、緯度経度による表記を行う。

2) 漁業の種類(対象水産動植物)

漁業生産上重要であり、漁業関係者による漁場及び資源の自治的かつ自主的な管理がなされている魚種について設定する。

ア 既存の対象水産動植物の考え方

利用している水産動植物は、引き続き設定する。

利用していない水産動植物は、利用できるほどの資源がない等の利用していないことの合理的な理由があること、利用できる状況になれば利用する意欲がある場合は、引き続き設定する。

利用がなく、かつ、利用の見込みがない対象水産動植物については削除を検討する。

イ 新規の対象水産動植物の考え方

漁業生産において重要な水産動植物であり、かつ漁業調整その他公益に支障を及ぼさない水産動植物について設定する。

3) 漁業時期 魚種の生息実態及び漁業の操業実態をもとに設定する。

ア 貝類等の水産動物は、周年とする。

イ 藻類は、漁業生産上必要な期間とする。

4) 存続期間

漁業権の存続期間は10年とする。

5) その他

公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならないことを漁業権免許の制限又は条件とする。

(2) 第一種区画漁業権

養殖業を推進し、港内等の未利用水面での漁業生産力の維持増大を図るため、漁業調整上、公益上の観点から支障が無ければ漁業協同組合又は意欲のある経営者に積極的に免許する。

1) 漁場の位置及び区域

ア 現在、漁業権が免許されており養殖が営まれている区域を設定する。

なお、港湾内、漁港内等については、港湾、漁港管理者等との協議の上、公益上支障のないものについて設定する。

イ 漁場区域について、緯度経度による表記を行う。

2) 漁業の種類

現在安定的に養殖が行われている種類、新たに意欲をもって養殖を行おうとする種類を設定する。

なお、従来、養殖対象種を特定することにより、漁業調整に資する趣旨で、一漁業権一漁業種類が原則とされてきていたが、免許期間中にも、漁業生産力の向上や海洋環境の変化に対応するため、既存の養殖漁業で新しい魚種の養殖の取組が試みられていることから、現場の取組みを阻害せず、漁業権者の意欲や柔軟な発想、環境の変化への柔軟な対応により養殖漁業の一層の推進を図るため、「わかめ養殖業」を「藻類垂下式養殖業」、「いわがき養殖業」を「貝類垂下式養殖業」、「魚類（魚種列記）小割り式養殖業」を「魚類小割り式養殖業」とするなど、魚種を指定しないこととする。

(ただし、クロマグロの国際的な資源管理の観点から、クロマグロ養殖の管理強化に係る農林水産大臣からの指示により、漁業の種類及び漁業の名称において、くろまぐろ養殖業を内容とするものと、くろまぐろ養殖業以外の魚類の養殖業を内容とするものに区分する。)

3) 漁業時期

実際に養殖が行われる時期を設定する。

4) 存続期間

漁業権の存続期間は5年とする。

5) 個別漁業権又は団体漁業権の別

既存の漁業権が、団体漁業権（※）であり、適切かつ有効に活用されている活用漁業権である場合は、類似漁業権として団体漁業権とする。

新規の漁業権を設定する場合は、漁場の活用の現況、漁業法第64条第2項に基づく利害関係人等の意見聴取に対する検討結果等により、団体漁業権として設定することが漁業生産力の発展に最も資すると認められる場合は団体漁業権とする。

上記以外の漁業権は、個別漁業権とする。

※団体漁業権とは、共同漁業権及びその内容たる漁業を自ら営まない漁協等に免許される区画漁業権の総称であり、免許を受けた漁協等が管理し、行使規則に基づき組合員に行使させる。

※※団体漁業権以外の漁業権で、漁業権を有する者が自らその内容たる漁業を営むものを個別漁業権という。

6) その他

船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならないこと（ただし、夜間にあつては、灯火による標識によるものとする）、公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならないことを漁業権免許の制限又は条件とする。

(3) 定置漁業権

定置漁業権は、漁具を設置して営む漁業で、身網（魚を溜める部分）の設置される場所の最深部が最高潮時において水深27メートル以上であるものをいう。

定置漁業は一定の漁獲量が確保でき、産地としての水産物供給体制を維持、強化が図られるため、漁業調整上、公益上の観点から支障が無ければ意欲のある漁業協同組合又は経営者に積極的に免許を行う。

1) 漁場の位置及び区域

ア 現在、漁業権が免許されており定置漁業が営まれている区域を設定する。

（土俵又は錨は漁場の区域からはみ出しても差し支えないが、漁具を敷設し得る一定区域の水面とする。）

イ 共同漁業権区域内では、共同漁業権免許者の同意を必要とする。

ウ 漁場区域の基点について、緯度経度による表記を行う。

2) 漁業の種類

定置漁業（雑魚漁定置漁業）

3) 漁業時期

実際に土俵、錨等を入れて建込みをはじめる時から取り除き終わる時とする。

4) 存続期間

漁業権の存続期間は5年とする。

5) その他

船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならないこと（ただし、夜間にあつては、灯火による標識によるものとする）、公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならないことを漁業権免許の制限又は条件とする。